

○水道法の施行について

(昭和四九年七月二六日)

(環水第八一号)

(各都道府県知事あて厚生省環境衛生局水道環境部長通達)

最近改正 平成一五年一〇月一〇日健発一〇一〇〇〇四号

標記については、昭和三三年二月一二日衛発第一二八号厚生省公衆衛生局長通知、昭和四〇年一〇月一八日環水第五〇七九号厚生省環境衛生局長通知及び昭和四五年一月七日環水第一号厚生省環境衛生局長通知により指示してきたところであるが、これまでににおける水道法施行の実績にかんがみ、その一部を改め、あらたに水質試験(検査)結果書に採水者の欄を設け、都道府県知事が行政処分を行った場合に厚生大臣へ提出すべき報告書および水道台帳の様式を改め、また、深井戸による地下水、湧水等の水道原水についても年一回の原水全項目検査を実施することとする等水質管理の強化を図るとともに、今般の水道環境部の発足を機会にこれらの通知を本通知に整理統合することとしたので、左記事項をご了知のうえ遺漏のないよう努められたく通知する。おつて、貴管下水道事業体等に対する周知指導方についてよろしく配慮されたい。

記

第一 水道法(昭和三二年法律第一七七号。以下「法」という。)に基づく認許可指令並びに専用水道確認通知は、様式第1によられたいこと。

第二 昭和三二年一二年二七日厚生省発衛第五二〇号厚生事務次官通知第五の一による厚生大臣への報告は、簡易水道事業については様式第2により、簡易水道事業以外の水道事業(以下「上水道事業」という。)及び水道用水供給事業については様式第3による水道台帳により提出せられたいこと。

なお、上水道事業及び水道用水供給事業の認可(変更)申請にあたっては、水道台帳をその都度作成し、申請書に添付するよう指導願いたい。

第三 削除

第四 法第三六条第一項の規定により専用水道に関して改善命令を発しようとする場合等においては、関係行政機関例えば、鉱山等の専用水道については、通商産業局長とあらかじめ連絡し、これが施行の円滑を期せられたいこと。

第五 法第四〇条の水道用水の緊急応援に関する処分等これによって他に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、関係行政機関等と充分連絡し、これが施行の円滑を期せられたいこと。

第六 削除

第七 本通知は昭和四九年八月一五日より適用するものとし、昭和三三年二月一二日衛発第一二八号厚生省公衆衛生局長通知、昭和四〇年一〇月一八日環水第五、〇七九号厚生省環境衛生局長通知及び昭和四五年一月七日環水第一号厚生省環境衛生局長通知は同日をもつて廃止する。

ただし、第六の四の3の(2)及び同(3)については、検査機関の未整備等の理由によりやむを得ない場合に限り、昭和五〇年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

様式第一

(一)のイ (法第六条第一項)

第 号

事業者名(地方公共団体)

水道法第六条第一項の規定に基き、平成 年 月 日第 号申請の〇〇水道事業の経営を認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

(記載注意)

簡易水道事業のように一市町村に何か所も水道事業を経営する場合があるので、この場合は指令書に〇〇水道事業というように具体的にその代表的地名部落名等の水道事業と区別できるような名称を附すること。

(一)のロ (法第六条第一項)

第 号

事業者名(地方公共団体以外の者)

水道法第六条第一項の規定に基き、平成 年 月 日第 号申請の〇〇水道事業の経営を別記の期限及び条件により認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

別記(記載例)

(おおむね計画給水人口目標年次までとすること。)

第一 水道事業経営の期限は、平成 年 月 日までとする。

第二 都道府県知事の承認を受けないで、認可によって生じた権利義務を他人に譲渡することができない。

第三 都道府県知事の承認を受けないで、水道及び水道事業経営に必要な土地物件を他人に譲渡し、又は担保とすることができない。

第四 (その他の事項)

第五 第二号から前項までに違反した場合は、この認可を取り消すことがある。

(二)のイ (法第一〇条第一項)

第 号

事業者名(地方公共団体)

水道法第一〇条第一項の規定に基き、平成 年 月 日第 号申請の〇〇水道事業における次に掲げる変更を、認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

記

(記載例)

- 一 給水区域を○○地区及び△△地区に拡張すること。
- 一 給水人口を………人に増加すること。
- 一 給水量を一日最大給水量○○○立方メートルに増加すること。

(注意) 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更は、給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加に伴う場合においては特に記載を要せず、単独の変更の場合には、右に項目を掲げること。

(二)のロ (法第一〇条第一項)

第 号

事業者名(地方公共団体以外のもの)

水道法第一〇条第一項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の○○水道事業における次に掲げる変更を認可する。

なお、この水道事業に関しては、同法第九条第一項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号の別記の一部を次のとおり変更する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

記

(記載例(二)のイに準ずること。)

- 一 ……………
- 一 ……………
- 一 別記変更事項
……………

(三) (法第一一条)

第 号

事業者名 ○ ○ ○ ○

水道法第一一条の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の水道事業経営の休止(廃止)を許可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

(四) (法第一四条第三項)

第 号

事業者名 ○ ○ ○ ○

水道法第一四条第三項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の供給条件の変更を認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

(五)のイ (法第二六条)

第 号

事業者名(地方公共団体)

水道法第二六条の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の○○水道用水供給事業の経営を認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

(五)のロ (法第二九条第一項)

第 号

事業者名(地方公共団体以外の者)

水道法第二六条の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の水道用水供給事業の経営を別記条件により認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

別記

第一 都道府県知事の承認を受けないで、認可によって生じた権利義務を他人に譲渡することができない。

第二 都道府県知事の承認を受けないで水道用水供給事業経営に必要な土地物件を他人に譲渡し、又は担保とすることができない。

第三 (その他の事項)

第四 前各項に違反した場合は、この認可を取り消すことがある。

(六)のイ (法第三〇条)

第 号

事業者名(地方公共団体)

水道法第三〇条第一項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の○○水道用水供給事業における次に掲げる変更を認可する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

記

(記載例は(二)のイに準ずること)

- 一
- 一
- 一

(六)のロ (法第三〇条)

第 号

事業者名(地方公共団体以外の者)

水道法第三〇条第一項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号申請の〇〇水道用水供給事業における次に掲げる変更を認可する。

なお、この水道用水供給事業に関しては、同法第二九条第一項の規定に基づき、平成 年 月 日第 号の別記の一部を次のとおり変更する。

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

記

(記載例は(二)のロに準ずること)

- 一
- 一
- 一

(七) (法第三二条)

第 号

平成 年 月 日

都道府県知事 ○ ○ ○ ○

設置者 殿

専用水道の布設工事設計の確認について

水道法第三二条の規定により 平成 年 月 日第 号をもつて申請のあつた専用水道の布設工事の設計は、水道法第五条の規定に基く施設基準に適合するものであることを確認し、同法第三三条第三項により通知する。